

千葉県教育研究会 理科教育部会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、千葉県教育研究会理科教育部会といい、事務局を部会長指定のところに置く。

第2条 本会は、県下各郡市の理科教育研究会の会員並びに本会の目的に賛同するものをもって組織する。

第3条 本会は、県下の理科教育の普及振興を図ることをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 会員相互の研究発表
2. 教材・指導法等の研究発表
3. 研究物の刊行
4. 各種講習会・展示会・見学会等の開催
5. 児童生徒の研究促進

第5条 本会の目的を達成するために必要な他の団体と連絡協議することができる。

第2章 機関

第6条 本会に下記の機関を置く。

総会・支部長会・常任幹事会・学校種別部会

第7条 総会は原則として毎年年度初めに部会長が招集し、事業・予算・決算・会則の改正・その他重要な事項を決定することができる。

第8条 支部長会は支部長をもって構成し、部会長が招集し、重要な事項を審議する。

第9条 常任幹事会は総会及び支部長会の決定事項を処理する。

第3章 役員

第10条 本会に下記の役員をおく。

部会長1名・副部会長2名・支部長若干名・常任幹事若干名・小中学校毎に部長1名・小中学校毎に副部会長2名・会計監査2名

第11条 部会長・副部会長・部長・副部長は、支部長の推薦により総会で決定する。常任幹事は必要に応じて部会長が委嘱する。

第12条 本会に顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は部会長の委嘱による。

第13条 部会長は本会を代表し、副部会長は部会長を補佐し、部会長の事故あるときにはこれを代理する。

第14条 本会に会計監査をおき、総会において選出する。

第15条 本会の役員任期は2年を原則とする。

第4章 会計

第16条 本会の経費は、会費・補助金・著作物の印税・その他の収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

第18条 本会則は昭和50年6月18日より実施する。

第19条 会費の額及び徴収方法は支部長会で決定する。